

平成29年 8月

No.169

環境技術協会だより

一般財団法人 栃木県環境技術協会



(流量調査の様子)

主な事業登録

- ・濃度に係る計量証明の事業（栃木県 第172号）
- ・音圧レベルに係る計量証明の事業（栃木県 第171号）
- ・振動加速度レベルに係る計量証明事業（栃木県 第0191号）
- ・作業環境測定機関（栃木労働基準局 第9-2号）
- ・建築物空気環境測定業（宇都宮市 22年空 第10-1号）
- ・建築物飲料水水質検査業（宇都宮市 22年水 第11-1号）
- ・浄化槽保守点検業（栃木県 第261号）
- ・水道法第20条厚生労働大臣登録水質検査機関（第161号）
- ・温泉法登録分析機関（20 栃業 第1号）

ISO9001 審査登録 登録番号Q2886

水 質 排水・飲料水・環境水	大気質 ばい煙・環境大気	騒音・振動
臭 気	作業環境	土壌・廃棄物・肥料

環境アセスメント

自然環境調査

生物調査

水質・大気
保守管理

飲料水・空気環境
ビル管理

環境書籍の出版

当協会は栃木県地球温暖化防止活動推進センターを運営しております

登録事業からの最新の話～濃度に係る計量証明の事業

飲用井戸等衛生対策要領について

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的としたものです。

また、栃木県においても、下記に挙げる施設の管理と井戸水の水質検査を推奨しています。

◎ 飲用井戸等とは

この要領において指導対象とする飲用井戸等は、次のいずれかに該当する施設になります。

◇ 一般飲用井戸等

地下水等を水源とし、個人住宅・社宅・共同住宅等に給水する施設。

◇ 業務用飲用井戸等

地下水等を水源とし、病院・店舗・工場その他事業所等に給水する施設。

◇ 小規模受水槽水道（専用水道に該当しない受水槽水道）

地下水等もしくは水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽（10m³以下）を有する施設。

◎ 飲用井戸等の管理

- ・ 飲用井戸等及びその周辺には、みだりに人畜が立ち入らないようにする。
- ・ 飲用井戸等及びその周辺の清潔保持に努める。

◎ 飲用井戸等の水質検査

- ・ 飲用井戸等を使い始める前に水道法に準じた水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。
- ・ 使い始めてからは、**1年以内ごとに1回定期的に水質検査**を行うようにする。なお、水質検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち、以下の表に掲げる**項目**をいう。



（イオンクロマト分析の様子）

対 象 施 設	検 査 項 目
一般・業務用飲用井戸	11項目＋その他の項目＊ 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
小規模受水槽水道	水の色、臭い、味、色度、濁度、残留塩素

＊：その他の項目、地域の特性や周辺地域の状況によって、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン等の有機溶剤などの必要となる検査項目を追加してください。

水の衛生確保を図るため、水質検査は厚生労働省水道法20条「登録水質検査機関」である当協会（028-673-9080）まで、お気軽にお問い合わせください。

情報コーナー

■水銀に関する水俣条約の発効が決定しました。

概要

平成29年5月18日付けで、「水銀に関する水俣条約」の締約国数が我が国を含めて50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、本条約は本年8月16日に発効することになりました。

日本として、同条約の実施を確保し、その他の必要な措置を講ずるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下「水銀汚染防止法」という。）の制定、及び関係法令の改正が行われたところですが、水俣条約の発効を受け、一部を除き8月16日に施行されます。

この条約に伴い、水銀に関する水俣条約の適確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（水銀排出者）への排出基準の遵守義務付け等の所要の改定となりました。大気汚染防止法の下で水銀排出施設は、石炭専焼ボイラー・大型石炭混焼ボイラー・小型石炭混焼ボイラー、金属の精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶解炉等、廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉、セメントの製造の用に供する焼成炉となり、水銀大気排出規制がはじまります。詳細は、環境省のホームページに記載されておりますが、分析測定の際には、お気軽に当協会までお問い合わせください。

※施行期日：平成30年4月1日

■三酸化ニアンチモンが特定化学物質の第2類物質に追加されました。

平成29年3月29日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令が公布され、それに伴い、平成29年4月27日に特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示等が公布され、平成29年6月1日から施行となっています。これにより、**三酸化ニアンチモンとこれを含む製剤その他の物が特定化学物質障害予防規則の管理第2類物質**に指定、また、**特別管理物質**に追加されました。事業者には、これらを製造、または取り扱う業務について、**作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、局所排気装置、及び作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等**が義務付けられました。

なお、経過措置として、作業主任者の選任や作業環境測定等は平成30年5月31日まで（施行後1年間）猶予されます。

平成29年度「技術講習会」のご案内

- ◆ 毎年ご好評いただいております当協会主催の「技術講習会」を、下記の日程で開催いたします。
- ◆ 環境保全教育やISO14000の教育訓練、最新動向の把握等にご利用ください。

回	プログラム	開催日	時間	定員	講習内容
1	騒音・振動の測定と評価について ■講師 環境計量士 技術部次長 井上 晃夫	平成29年 9月29日(金)	13:30 ～ 16:30	15名	参加者の皆様に測定者になっていただき、測定・評価までを実際に体験していただく講習です。
2	水質分析方法の解説と分析の体験 ■講師 環境計量士 技術部次長 井上 晃夫	平成29年 10月24日(火)	13:30 ～ 16:30	15名	参加者の皆様に分析者になっていただき、生活環境項目（BOD、COD、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質等）の分析を実際に体験していただく講習です。
3	臭気指数規制に対応した「官能試験法」の体験 ■講師 環境計量士 技術部次長 井上 晃夫	平成29年 11月29日(水)	13:30 ～ 16:30	18名	参加者の皆様に臭気指数規制に対応した「官能試験法」の嗅覚試験、臭気指数の算出を実際に体験していただく講習です。

■本年度の「技術講習会」プログラムは、例年多数のご参加をいただいております「騒音・振動」、「水質」、「臭気」等、お客様のニーズを踏まえた内容を予定しております。

■開催場所は（一財）栃木県環境技術協会（宇都宮市下岡本町2145-13）

栃木県保健環境センター内の大会議室 ※車でのお越しの際は来客用駐車場をご利用ください。

■申込期間は開催日の1週間前まで※各回とも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めに申込みください。

■講習内容、参加費用については、協会ホームページ（<http://tochikanky.com>）をご覧ください。
※平成29年度に当協会でご分析・測定をご利用のお客様は、無料にてご案内いたします。



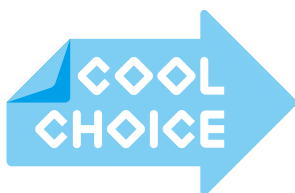
平成28年度の講習会の様子（騒音・振動）

お申込み
お問合せ

一般財団法人 栃木県環境技術協会 営業担当まで

[TEL] 028-673-9080 [FAX] 028-673-9084 [E-mail] tochikanky.com.kanri-g@nifty.com

栃木県地球温暖化防止活動推進センターからのお知らせ



COOL CHOICE とちぎ

「COOL CHOICE とちぎ」は、

国が進める国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」に呼応し、温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を栃木県民一人ひとりに広げ、県民総ぐるみの行動につなげていく取組です。

当センターは、「COOL CHOICE とちぎ」総合サイトの運営、「COOL CHOICE とちぎ」ススキ隊などの普及啓発事業を栃木県と連携して進めています。

企業・団体の皆さまも「COOL CHOICE」への賛同をお願いいたします。



平成29年5月22日栃木県及び県内全25市町による
「COOL CHOICE とちぎ」共同宣言を行いました



専務理事

E-mail tochikankyou.senmu@nifty.com

分析担当

E-mail tochikankyou.gijutu-b@nifty.com

TEL 028-673-9083

FAX 028-673-9086

総務担当

E-mail tochikankyou.kanri-s@nifty.com

TEL 028-673-9080

FAX 028-673-9084

大気測定担当

E-mail tochikankyou.gijutu-t@nifty.com

TEL 028-673-9081

FAX 028-673-9085

地球温暖化防止活動推進センター

E-mail tochikankyou.jimukyoku@nifty.com

TEL 028-673-9101

FAX 028-612-6611

採水調査担当

E-mail tochikankyou.gijutu-c@nifty.com

TEL 028-673-9107

FAX 028-673-9085

営業担当

E-mail tochikankyou.kanri-g@nifty.com

TEL 028-673-9080

FAX 028-673-9084

(保守・採水)

E-mail tochikankyou.hosyu@nifty.com

TEL 028-673-9082

FAX 028-673-9085

一般財団法人 栃木県環境技術協会

〒329-1198 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13

<http://tochikankyou.com>